

インボイス制度への対応に必須!?

「会計ソフト」導入・見直しのポイント

インボイス制度開始に向けて、社内の会計ソフトや請求システムの整備に取り組む企業が増加しています。そこで、インボイス対応に向けた会計ソフトの導入や見直しのポイントについて解説します。



服部大税理士事務所
税理士・中小企業診断士
服部 大

インボイス制度で 求められる対応

ことし10月から始まるインボイス制度に向け、国内の企業では自社システムの見直しが加速しています。その対応が不十分だと、取引先に不信感を与える可能性や、消費税の納税額に誤りが生じるリスクもあります。

そのため、インボイス制度によるさまざまな改正点に対応するために、事業者は次のようなポイントについて、適切に対処しなければなりません。

(1) 請求書フォーマットの変更

インボイス制度においては、「適格請求書発行事業者（以下、発行事業者）」として登録を受けた事業者は、インボイス（適格請求書）を発行することが可能です。現在の請求書の記載項目と比較すると、インボイスでは次の項目を記載するように追加・変更されています。

- ・登録番号
- ・税率ごとの税抜または税込価額の合計額、適用税率
- ・税率ごとに区分して合計した消費税額等

費税額等

なかでも、「登録番号」の記載は大きな変更点であり、インボイス登録を行なう企業については、税務署への登録申請手続きに加えて、自社の請求書フォーマットの改定にも取り組まなければなりません。

(2) 登録番号の照合

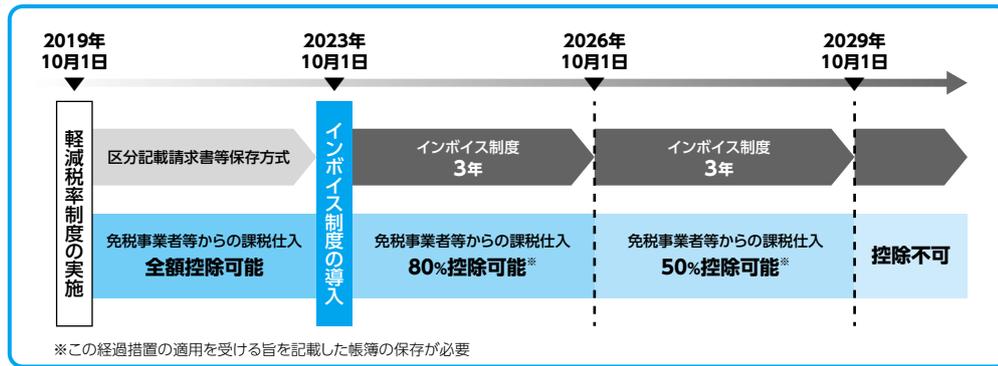
インボイス制度開始後は、インボイス以外の請求書に基づいて支払った消費税については、「仕入税額控除」に制限が加わります。

仕入税額控除とは、課税事業者が消費税の納税額を計算する際に、仕入などの経費とともに支払った消費税を、売上などで預かった消費税から控除する仕組みを指します。

インボイス制度が始まると、インボイスの発行を受けて消費税を支払う場合には、従来どおり仕入税額控除が可能です。一方で、免税事業者などが発行する「インボイス以外の請求書」に基づいて消費税を支払う場合には、2029年9月30日までの6年間で、仕入税額控除が段階的に縮小されてまいります。

したがって、企業は支払先から

図表1 免税事業者等からの仕入に係る経過措置



発行を受けた請求書が、インボイスの要件を満たすか否かを確認する必要があります。そして、請求書に登録番号の記載があるかどうかを確認するだけでなく、記載された登録番号を国税庁の「適格請

図表2 インボイス対応に必要な機能

システムの種類	求められる機能
会計	・インボイスとそれ以外の請求書の区分管理 ・経過措置適用のための帳簿作成
請求	・インボイスの発行および保存
販売管理	・取引先ごとの発行事業者登録の管理
経費精算	・読取り機能によるインボイスの自動識別
レジシステム	・簡易インボイスの発行および保存

求書発行事業者公表サイト」で照合しなければなりません。
(3) 記帳方法の確認

先述したとおり、インボイス制度開始後においては、支払先から発行される請求書がインボイスかどうかによって、仕入税額控除の計算に違いが生じます。

ただし、経過措置によって免税事業者等が発行する「インボイス以外の請求書」の場合でも、ことし10月1日から3年間は仕入

税額の80%、2026年10月1日以降の3年間は仕入税額の50%を控除することが可能です(図表1)。

しかしながら、この経過措置については、経過措置の期間内であれば自動的に適用されるものではなく、「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存しなければならないため、注意が必要です。

社内システムに求められる機能

インボイス制度に伴って自社システムの導入・見直しを行なう場合、効率的な業務遂行に適したものを選択することが重要です。

具体的には、「会計」や「請求」「販売管理」「経費精算」「レジシステム」の区分ごとに、図表2のような機能を有していることが望ましいでしょう。

(1) 【会計】インボイスとそれ以外の請求書の区分管理

消費税の納税額を正しく計算するために、会計ソフトではインボイスとそれ以外の請求書による取引を区分し、適切な仕入税額控除を行なう必要があります。

また、「インボイス以外の請求書」による支払いの場合、帳簿には経過措置を適用する旨を記載しなければなりません。

会計ソフトを選ぶ際には、これらの機能を備えていることに加え、日頃の会計処理の負担を軽減するためにも、AIなどによる自動化が可能なサービスを選ぶとよいでしょう。

具体的には、仕入先や外注先ごとに発行事業者か否かを事前に設定することで、消費税区分の自動判定が行なわれる機能や、発行事業者以外への支払いとして仕訳処理を行なった場合、帳簿に経過措置を適用する旨が自動的に記載されるなどの機能が想定されます。

(2) 【請求】インボイスの作成・保存

請求システムは、自社発行の請求書フォーマットをインボイス仕様に変更する必要があります。

なお、インボイス制度開始後は、請求書における消費税の端数処理についてもルール変更があります。

これまでの請求書では、商品ごとに消費税の端数処理が可能でしたが、インボイス制度において

は、各インボイスにつき、税率ごとの合計額に対して端数処理を行なわなければなりません。

また、自社が発行したインボイスについては、その写しを保存することが義務付けられているため、保存要件を満たしたシステムであるかも重要なポイントです。

さらに値引や返品、割戻しを行なった場合には、「適格返還請求書」を発行する必要があるため、記載要件を満たすフォーマットで作成可能かどうか、あらかじめ確認しておく必要があります。

したがって、インボイス対応に向けて請求システムを検討する際は、登録番号の記載だけでなく、端数処理や保存要件などについてもしっかりと確認しましょう。

(3) 販売管理 取引先の管理

販売管理システムでは、取引先ごとにインボイスの発行事業者か否かを区分し、適切に管理する機能が求められます。特に仕入先については、それらの区分に基づいて仕入税額控除の計算にも違いが生じるため、正確なマスタ管理が必要で

す。また請求書の発行機能を備えたシステムの場合には、先述したと

おり、インボイスの記載項目や端数処理のルールに則った様式によって作成しなければなりません。特に納品書と請求書を併せてインボイスの記載項目を満たす場合には、納品書の様式についても注意が必要です。

(4) 経費精算 領収書の読取り

社内の経費精算システムについては、領収書やレシートからインボイスが否かをチェックする機能が有効です。支払先が発行事業者に該当するかどうかについては、タクシー代や飲食代、消耗品費などについても確認が必要です。

そのため、各従業員が経費精算を行なう際にも、経理担当者は受領した領収書やレシートに登録番号が記載されているかチェックし、さらに記載された登録番号を国税庁の公表サイトにて照合しなければなりません。

これらの一連の確認手続きを作業で行なう場合には、業務負荷の増加が避けられません。AI・OCR機能が搭載された経費精算システムなどを活用し、領収書に記載された登録番号の読取りや、公表サイトとの照合作業を自動化することも効果的でしょう。

(5) レジシステム 簡易インボイスへの対応

小売業や飲食店業など、レジシステムを利用する場合にも、インボイス対応が欠かせません。不特定多数の顧客に対して販売

などを行なう場合には、「簡易インボイス（適格簡易請求書）」の交付が可能です。簡易インボイスでは、領収書やレシートに顧客の氏名の記載が不要となることや、適用税率または消費税額等のいずれかのみ記載でよいなど、通常のインボイスよりも軽微な記載内容が認められます。

そのため、登録番号の記載や端数処理のルールなどに加え、簡易インボイスの発行が可能かどうかを確認しましょう。

導入・見直しのポイント

インボイス制度開始に向けて、会計ソフトなどの社内システムの導入・見直しを行なう場合には、やみくもにサービスを選定しても、期待する効果は得にくいでしょう。

特にインボイス制度では、登録

番号の照合作業や取引先の管理など、これまでになかった業務が追加されるため、システムによって事務負担の増加を回避することが極めて重要です。図表3のポイントを意識して検討しましょう。

(1) 課題の共有

自社のシステム変更にあたっては、まずは社内で課題を共有することが大切です。

特にインボイス制度では、会計面だけでなく、営業や販売活動にも影響が及ぶため、部門の垣根を越えた対応が求められます。

そのため、社内全体で制度に対する理解を深め、既存システムによる対応が可能かどうか、十分に議論を重ねましょう。

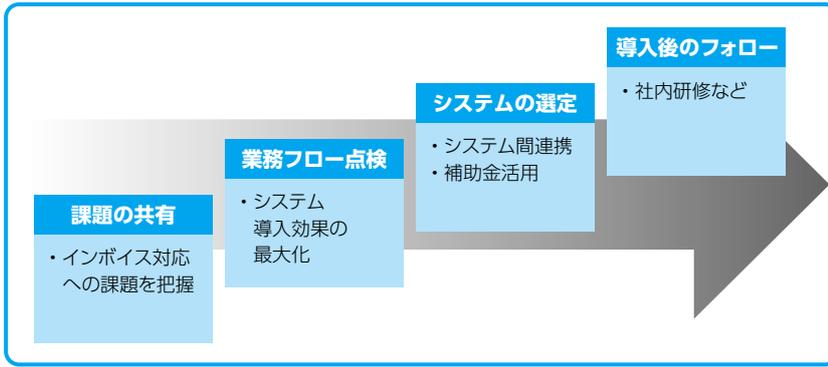
(2) 業務フローの点検

インボイス対応に向け、会計ソフトや請求システムなどの導入・見直しを実行する場合には、事前に業務フローの点検が必要です。

社内の業務フローが複雑化することで、AIやITツールでは代替しきれない業務が発生し、システムによる利便性が損なわれる原因になります。

あらかじめ、業務フローを整理

図表3 社内システム導入のSTEP



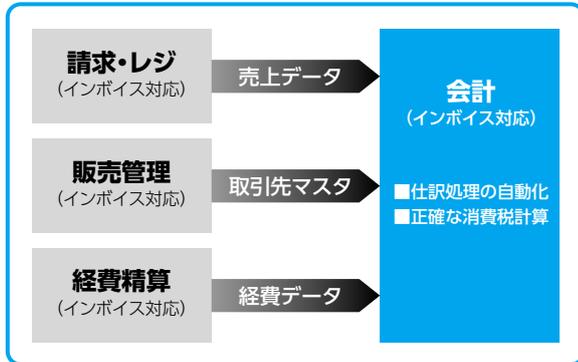
すること、業務効率化や人為的ミスの削減にもつながりやすくなります。

(3) システムの選定

会計ソフトや請求システムなど、自社に導入するサービスを選定する際には、システム間の連携について必ず確認しましょう。

先述のとおり、インボイス制度

図表4 システム間連携の例



は会計ソフトだけでなく、請求や販売管理、経費精算、レジシステムなどの対応も必要です。

各システムにおいて適切な機能を有することに加え、システムごとに蓄積したデータを会計ソフトへスピーディーに集約できることが重要です(図表4)。

たとえば、請求やレジシステムで生成した売上データや、販売管理システムで作成した取引先マスタを会計ソフトへ反映できれば、売上の発生仕訳の計上や消費税区分の入力を自動化できます。

また、経費精算システムについても、インボイスか否かの照合が

完了した経費データを会計ソフトへ連動することで、適切な消費税区分の選択や、仕入税額控除に関する経過措置の適用を受ける場合の帳簿への記載についても自動化できるでしょう。

さまざまなシステムをまとめて提供するクラウド型会計ソフトやERPパッケージであれば、シームレスなシステム間連携が可能な場合も多いですが、システムごとに異なるサービスを導入している

ケースでは注意が必要です。したがって、インボイス対応に向けて社内システムの導入・見直しを行なう場合には、システムごとの機能をチェックするだけでなく、システム間連携を十分に考慮したうえで、最適なサービスを選択しましょう。

(4) 導入後のフォロー

一般的にインボイス制度への対応については、経理部が中心となつて行ないますが、営業部や購買部などにも影響が及ぶため、部門間でシステムの調整を行なうことが重要です。

特に請求や販売管理、経費精算システムの導入・見直しについては、現場部門の業務における変更

点も多いため、システム導入後も定期的に社内研修を実施するなど、導入後のフォローについても丁寧に行ないましょう。

(5) 補助金制度の活用

インボイス制度への対応に取り組む企業や個人事業主を支援するため、国は補助金制度の拡充を行なっています。

たとえば、「小規模事業者持続化補助金」では、免税事業者がインボイス発行事業者として登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます。

また、「IT導入補助金」は、インボイス対応のための会計ソフトの導入も対象にできるよう、補助下限額が撤廃されました。

特にIT導入補助金(デジタル化基盤導入枠)は、インボイス制度開始前から課税事業者の場合でも補助対象となる可能性があり、補助額は最大350万円に設定されています。

補助金制度を活用することで自己負担額の圧縮にもつながるため、会計ソフトを含め、社内システムの導入・見直しを行なう場合には、申請の可否についても確認することをおすすめします。

はったり だい 税理士法人で8年間勤務したのち、2020年2月に名古屋市で開業。これまで年商数百万円、数十億円の個人事業主や法人の月次監査を担当。税理士ドットコム、マネーの達人はじめ多数の監修・執筆実績をもつ。